

令和5年度市民税・県民税申告書の書き方

申告が必要な方

令和5年1月1日に
大津市に居住していた。
(令和5年1月2日以降に
市外に転出した方を含む。)

かつ

所得税の確定申告
(令和4年分)をしない。

かつ

令和4年中の収入などが、
下記の1～6にあてはまる。

1. 収入はなかったが、国民健康保険加入世帯の方、および非課税証明・所得証明が必要な方
または、各種福祉関係の補助制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居申請等で所得の申告が必要な方
2. 収入が公的年金等のみで、年金の源泉徴収票に記入がない各種控除※を追加したい方
※医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除など
3. 営業、保険外交、農林水産業などの事業や不動産(地代、家賃)、配当など、給与所得・公的年金等にかかる雑所得以外の所得があった方
※確定申告は不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。なお、利子所得・配当所得に関しては、p.3を参照してください。
4. 給与収入があり、年末調整がされていない方(令和4年中に退職した方を含む。)などで、各種控除を追加したい方
5. 給与収入があり、勤務先から大津市に給与支払報告書が提出されていない方
6. 日給による給与収入があり、所得税を源泉徴収されていない方(源泉徴収票を交付されていない方)

※上記2～6の方で、所得税の確定申告の提出が必要か否かについては、別途国税庁ホームページを確認してください。

申告期間

令和5年2月16日(木)から3月15日(水)まで(ただし、土日祝は除く。)

申告方法

		市役所・支所で提出	郵送	データで提出
提出先		市役所新館7階大会議室 (受付時間 9時～16時) または、各支所窓口	〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市役所市民税課あて	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/densi/28295.html 
添付書類	給与所得	給与所得の源泉徴収票		省略可能
	公的年金等にかかる雑所得	公的年金等の源泉徴収票		省略可能
	営業・農業・不動産所得	収支内訳書 ※ご自身で作成してください。		
	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	保険料、掛金の控除(払込)証明書、または領収書		
	生命保険料控除 地震保険料控除	保険料の控除証明書		
	医療費控除	医療費控除の明細書 ※ご自身で作成してください。		
	寄附金控除	寄附金の受領証明書、または領収書		
	障害者控除	障害者手帳または 障害者控除対象者認定書	左記書類の写し	省略可能
	配偶者(特別)控除 扶養控除	配偶者および扶養親族の マイナンバーがわかるもの	左記書類の写し	省略可能
	本人確認書類	申告者のマイナンバーがわかるもの および本人確認書類	左記書類の写し	省略可能 (宛名番号の入力が必要)
控え(2枚目)について		その場で受付印を押した 控えをお渡しします。	控えは外して郵送してください。 ※受付印が必要な場合は、返信用 封筒に必要な分の切手を貼り付け、 控えとともに郵送してください。	PDFファイルを控えとして 保存してください。

お問い合わせ先

大津市役所 市民税課 077-528-2722・2721(直通)

※本紙は令和5年1月1日現在の法令に基づいています。税法改正などにより変更になる場合があります。

記入例

令和5年度 市民税・県民税申告書

(令和4年分)

(宛先)大津市長

令和 年 月 日提出

受付印

住 所	大津市 御陵町3番1号	
フリガナ	オオツ タロウ	電話番号 077-523-1234
氏 名	大津 太郎	個人番号 9999999999999999
生年月日	明・大(昭)平・令 33年6月3日	職業 会社員(兼農業)

右に該当する方はチェック 収入なし、扶養なし、控除は基礎控除のみの申告をします。□

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

[本人確認書類] □マイナンバーカード □運転免許証 □保険証 □その他 ()

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	(国保・介護・後期・その他)		136,360 円	
	(国保・介護・後期・その他)		175,170 円	
	合 計		311,530 円	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	円		144,000 円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		120,000 円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	60,000 円		円	
⑰～⑲ 障害者控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □寡婦控除	⑱ □ひとり親控除	⑲ □勤労学生控除	
	(□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還)	(□ひとり親控除)	(学校名)	
	フリガナ オオツ ジロウ		障害の程度	精神身体 1 級
	氏名 大津 二郎		障害の程度	精神身体 級
⑳ 障害者控除	フリガナ	オオツ ハナコ	生年月日	明大 昭平 35・3・25
	氏名	大津 花子	配偶者の合計所得金額	150,000 円
	個人番号	7777777777777777	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
	個人番号	7777777777777777	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉓ 扶養控除	フリガナ	オオツ イチロウ	生年月日	明大 昭平 1・6・15
	氏名	大津 一郎	同居・別居の区分	同居 続柄 子
	個人番号	6666666666666666	控除額	33 万円
	フリガナ	オオツ ミキ	生年月日	明大 昭平 12・1・3
	氏名	大津 美樹	同居・別居の区分	同居 続柄 子
	個人番号	5555555555555555	控除額	45 万円
	フリガナ	オオツ ハルコ	生年月日	明大 昭平 10・9・15
	氏名	大津 春子	同居・別居の区分	同居 続柄 母
	個人番号	4444444444444444	控除額	45 万円
	フリガナ		生年月日	明大 昭平 ・ ・
	氏名		同居・別居の区分	同居 続柄
	個人番号		控除額	万円
㉖ 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ	オオツ ジロウ	生年月日	平・令 19・1・2
	氏名	大津 二郎	同居・別居の区分	同居 続柄 子
	個人番号	8888888888888888	控除額	8 万円
	フリガナ		生年月日	平・令 ・ ・
氏名		同居・別居の区分	同居 続柄	
個人番号		控除額	万円	
フリガナ		生年月日	平・令 ・ ・	
氏名		同居・別居の区分	同居 続柄	
個人番号		控除額	万円	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名・住所を記入してください。				
扶養控除額の合計 123 万円				

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	142,000 円	0 円	

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法

☒ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)

1 収入金額等	事業等	ア	円
	農業	イ	240,250
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	2,600,875
	公的年金等	キ	1,800,428
	雑業	ク	
	その他	ケ	
	総合譲渡	短 期	コ
長 期	サ		
一 時	シ		
2 所得金額	事業等	①	
	農業	②	30,000
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	1,640,000
	公的年金等	⑦	1,075,321
	雑業	⑧	
	その他	⑨	
	合計	⑩	1,075,321
総合譲渡・一時	⑪		
合 計	⑫	2,745,321	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	311,530
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	70,000
	地震保険料控除	⑯	25,000
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	0,000
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	53 0,000
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	33 0,000
	扶養控除	㉓	1,23 0,000
	基礎控除	㉔	43 0,000
	⑬から㉔までの計	㉕	2,926,530
雑損控除	㉖		
医療費控除	㉗	42,000	
合 計	㉘	2,968,530	

※所得金額調整控除を引いた後の金額を記入してください。
(所得金額調整控除については4ページの参考をご覧ください。)

給与収入850万円超で、所得金額調整控除の適用がある場合は、下部「所得金額調整控除(給与収入850万円超で要件に該当)」欄の有に○をつけてください。

※所得のなかった方は、「0」と記入してください。

該当する場合は○をつけてください。

寄附金控除	有
セルフメディケーション税制	有
上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の所得税と異なる課税方式の選択	有
所得金額調整控除(給与収入850万円超で要件に該当)	有

申告書は2部複写になっていますが、1部目裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

収入金額および所得金額

- 収入金額 令和4年中に収入することが確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。)
- 必要経費 収入を得るために直接必要になった金額(販売商品の売上原価、事業にかかる租税公課、荷造運賃など)
なお、日常家事に要した生活費は含まれません。
- 所得金額 収入金額から、必要経費および特別控除額等を差し引いた金額

各所得金額の概要・算出・申告方法(給与所得・雑所得についてはp.4参照)

所得の種類	所得の概要	所得の算出・申告方法
営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得または自由職業(医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等)などから生じる所得	収入金額：アに記入。 所得金額：①に「収入金額－必要経費」を記入。
農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる所得	収入金額：イに記入。 所得金額：②に「収入金額－必要経費」を記入。
不動産	土地や建物などの不動産、借地権などの不動産の上に存する権利、船舶または航空機の貸付などによる所得	収入金額：ウに記入。 所得金額：③に「収入金額－必要経費」を記入。
利子	公社債および預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配にかかる所得(所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税されたもの、所得税で非課税とされるものは申告不要)	収入金額：エに記入。 所得金額：④に収入と同額を記入。
配当	法人から受ける利益の配当、出資にかかる剰余金の配当、基金利息ならびに投資信託(公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く。)および特定目的信託の収益の分配等にかかる所得(申告の要否は下の「配当所得について」を参照してください。)	収入金額：オに記入。 所得金額：⑤に収入と同額を記入。※2 申告書裏面：住民税の特別徴収がある場合、裏面14に「配当割額控除額」を記入。 添付書類：取引明細など、所得や配当割額がわかる書類
総合譲渡(長期・短期)	土地、建物、有価証券など分離課税の対象とされる資産以外の資産の譲渡による所得(機械、船舶、車両、特許権、実用新案権、著作権、ゴルフ会員権、書画骨とうなど)(保有期間5年を超えるものは長期、5年以内は短期)	収入金額：譲渡はコまたはサに、一時はシに記入。 所得金額：収入金額－必要経費－特別控除額(最大50万円) ただし、⑩には総合譲渡(短期)＋(総合譲渡(長期)＋一時所得)×1/2の金額を記入。 申告書裏面：詳細を裏面10に記入。
一時	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的な所得(生命保険などの満期保険金、賞金、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払戻金など)	

※1 上記以外の分離課税の譲渡所得や株式等譲渡所得、先物取引、山林・退職所得は、市民税・県民税申告書(分離課税等用)で申告してください。
※2 元本取得のために負債が生じた場合、所得金額には、「収入金額－(元本取得のための負債の利子÷12×元本保有の月数)」を記入。

●配当所得について

①上場株式等の配当など(特定配当など)

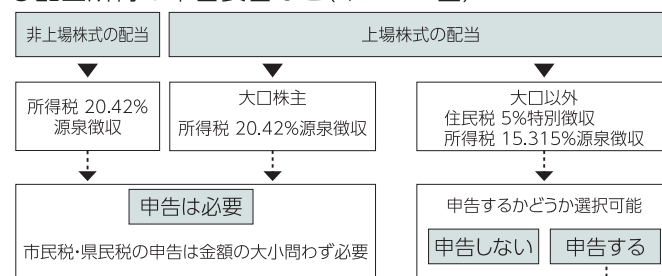
住民税5%が配当割として特別徴収されている場合は、申告が不要となっています。申告する場合は、総合課税または分離課税を選択し、算出された所得割額から配当割額が控除、精算されます。分離課税を選択した場合、上場株式等にかかる譲渡損失の金額との損益通算ができますが、配当控除は適用されません。(表1)

申告された所得は「扶養控除」「均等割非課税」などを判定する合計所得金額に含まれることとなります。

②非上場株式の配当および大口株主に対する配当

所得税と異なり、金額の多少にかかわらず総合課税の対象となりますので、少額配当についても申告が必要です。

●配当所得の申告要否など(イメージ図)



	税率	総合課税または分離課税を選択(表1)		株式譲渡損失との損益通算	配当控除
		市民税・県民税 所得税	税率		
総合課税	10%	5.105~45.945%		不可	あり
分離課税	5%	15.315%		可	なし

※上場株式等の配当所得および譲渡所得等の所得税と異なる課税方式の選択について

所得税の確定申告で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」以外の課税方式を選択する場合は、市民税・県民税申告書に加えて、「市民税・県民税特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申出書」と、申出にかかる必要書類を添付する必要があります。詳しくは津市ホームページ「個人市民税・県民税 株式等にかかる配当所得等および譲渡所得等の課税方法について」(<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/shimin/syotoku/28303.html>)を確認してください。なお、令和6年度以降は、所得税と異なる課税方式の選択はできません。

給与所得の概要・算出・申告方法

- 所得の概要 俸給・給料・賃金・歳費・賞与ならびにこれらの性質を有する所得(アルバイト・パートなどによる収入・役員報酬を含む。)
- 算出・申告方法 収入金額：給与収入の合計額をカに記入。 所得金額：下記のとおり算出し、⑥に記入。
申告書裏面：勤務先から源泉徴収票の交付を受けていない場合は、詳細を裏面6に記入。

I 給与所得控除後の金額

給与収入の合計額	給与所得控除後の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与収入－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入÷4 (千円未満切捨)	×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円(1円未満切捨)	
8,500,000円～	給与収入－1,950,000円	

<下書きコーナー>

給与収入の合計額
円 …カに記入。

I の表から求めた金額
円 …金額A

II の所得金額調整控除に該当しない場合、
金額Aが給与所得金額となります。
(⑥に記入。)

II 所得金額調整控除

(1) 給与所得と公的年金等にかかる雑所得の両方があり、給与所得と公的年金等にかかる雑所得の合計が10万円を超える方は、以下の計算式で金額Bを求めます。

金額A(上限10万円)	公的年金にかかる雑所得(上限10万円)	金額B
円	円	円
	+	－ 100,000円 =

(2) 給与収入の合計額が850万円を超えており、次の①～③のいずれかを満たす場合は、以下の計算式で金額Cを求めます。

①本人が特別障害に該当する。 ②23歳未満の扶養親族を有する。 ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。

給与収入の合計額	金額C(上限15万円)
(円 - 8,500,000円) × 0.1 =	円 (1円未満切上)

(1)や(2)に該当する場合、金額Aから、金額Bおよび金額Cを差し引き、⑥に記入。

金額A	金額B	金額C	給与所得金額(⑥に記入。)
円	円	円	円
	－	－	=

雑所得の概要・算出・申告方法

- 所得の概要
 - ・雑所得(公的年金等)：国民年金、厚生年金、企業年金、公務員の共済年金など(障害年金、遺族年金を除く。)
 - ・雑所得(業務)：副業から生じる所得(原稿料、講演料、シェアリングエコノミーなどにかかる所得)
 - ・雑所得(その他)：個人年金、互助年金、暗号資産取引などから生じる所得

●算出・申告方法

I 雑所得(公的年金等) 収入金額：公的年金等の収入の合計額をキに記入。所得金額：下記で求めた金額を⑦に記入。

年齢	公的年金等の収入の合計額	金額A(1円未満切捨)
65歳未満 (昭和33年 1月2日以 降生まれ)	130万円以下	収入－600,000円
	130万円超 410万円以下	収入×0.75－275,000円
	410万円超 770万円以下	収入×0.85－685,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入×0.95－1,455,000円
65歳以上 (昭和33年 1月1日以 前生まれ)	1,000万円超	収入－1,955,000円
	330万円以下	収入－1,100,000円
	330万円超 410万円以下	収入×0.75－275,000円
	410万円超 770万円以下	収入×0.85－685,000円
	770万円超 1,000万円以下	収入×0.95－1,455,000円
	1,000万円超	収入－1,955,000円

<下書きコーナー>

公的年金等の収入の合計額
円 …キに記入。

I の表から求めた金額
円 …金額A

公的年金等にかかる雑所得 以外の合計所得金額	公的年金等にか かる雑所得金額
1,000万円以下	金額A
1,000万円超 2,000万円以下	金額A+10万円
2,000万円超	金額A+20万円

II 雑所得(業務・その他) 収入金額：それぞれの収入の合計額をクおよびケに記入。

所得金額：それぞれの「収入金額－必要経費」の金額を⑧および⑨に記入。
申告書裏面：詳細を裏面9に記入。

III 雑所得(合計) 雑所得(公的年金等)、雑所得(業務)、雑所得(その他)の合計額を⑩に記入。

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

- 控除の対象 令和4年中に本人が支払った、本人および生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料(国民健康保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険の保険料など)
- 算出・申告方法 それぞれの保険料の内訳を3の⑬に、合計額を4の⑬に記入。

！注意

生計を一にする配偶者その他の親族の公的年金や給与から特別徴収(天引き)されている保険料は、社会保険料控除の対象にはなりません。

小規模企業共済等掛金控除

- 控除の対象 令和4年中に本人が支払った小規模企業共済等掛金(小規模企業共済、確定拠出年金(iDeCo含む)、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済事業にかかる掛金など)
- 算出・申告方法 上記の合計額を4の⑭に記入。

生命保険料控除

- 控除の対象 令和4年中に本人が支払った、本人および生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約および個人年金保険契約などの保険料
- 算出・申告方法 それぞれの保険料の内訳を3の⑮に、下記で算出した控除額を4の⑮に記入。

<下書きコーナー>

旧契約分 (平成23年12月31日以前の契約)		生命保険料(旧) 支払額 [A]	個人年金保険料(旧) 支払額 [B]	申告書作成システムなら、 保険料の控除額は自動計算 され、間違いもなく安心です。 
		円	円	
[A]、[B]の金額	控除額 [C] (1円未満切り上げ)	円	控除額 [D] (1円未満切り上げ)	
～15,000円	[A]の金額	円	[B]の金額	
15,001円～40,000円	[A]×1/2+7,500円	円	[B]×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	[A]×1/4+17,500円	円	[B]×1/4+17,500円	
70,001円～	一律35,000円	円	一律35,000円	
新契約分 (平成24年1月1日以降の契約)		生命保険料(新) 支払額 [E]	個人年金保険料(新) 支払額 [F]	介護医療保険料 支払額 [G]
		円	円	円
[E]、[F]、[G]の金額	控除額 [H] (1円未満切り上げ)	円	控除額 [I] (1円未満切り上げ)	控除額 [J] (1円未満切り上げ)
～12,000円	[E]の金額	円	[F]の金額	[G]の金額
12,001円～32,000円	[E]×1/2+6,000円	円	[F]×1/2+6,000円	[G]×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	[E]×1/4+14,000円	円	[F]×1/4+14,000円	[G]×1/4+14,000円
56,001円～	一律28,000円	円	一律28,000円	一律28,000円
[C]+[H] (上限28,000円)	円	[D]+[I] (上限28,000円)	円	生命保険料控除額 [K]+[L]+[J] (上限70,000円)
[C]のみ (上限35,000円)	円	[D]のみ (上限35,000円)	円	
上記の大きい方の額 [K]	円	上記の大きい方の額 [L]	円	

地震保険料控除

- 控除の対象 令和4年中に本人が支払った、本人および生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約、一定の長期損害保険(以下、旧長期損害保険※という。)契約にかかる保険料
- 算出・申告方法 それぞれの保険料の内訳を3の⑯に、下記で算出した控除額を4の⑯に記入。

<下書きコーナー>

地震保険料 [A]	円
控除額 [B] (1円未満切り上げ)	円
	旧長期損害保険料支払額 [C]
	円
[C]の金額	控除額 [D] (1円未満切り上げ)
～ 5,000円	[C]の金額
5,001円～15,000円	[C]×1/2+2,500円
15,001円～	一律10,000円

※旧長期損害保険契約：平成18年12月31日までに締結し、保険期間等の満了後、返戻金を支払う旨のある契約で、保険期間が10年以上のもの
※ひとつの契約が地震保険料と旧長期損害保険料の保険契約のいずれにも該当する場合、いずれか一方の保険料のみを控除の対象として計算します。

地震保険料控除額 [B]+[D] (上限25,000円)
円

ひとり親・寡婦・勤労学生・障害者・配偶者・配偶者特別・扶養・基礎控除(人的控除一覧)

控除の種類	要件(令和4年12月31日の状況で判定※1)				控除額	申告方法
ひとり親 控除	現に婚姻していないまたは配偶者の生死が明らかでない方で、(1)～(3)のすべてに該当する方 (1)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する。 (2)本人の合計所得金額が500万円以下である。 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届けの夫または妻)がいない。				30万円	3の⑱にチェック。 4の⑰～⑱に「30」を記入。
寡婦 控除	ひとり親に該当しない場合で、(1)、(2)のいずれかに該当する方 (1)夫と離婚した後に婚姻していない方で次のA～Cの要件をすべて満たしている方 A 合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有している。 B 本人の合計所得金額が500万円以下である。 C 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方(未届けの夫)がいない。 (2)夫と死別した後に婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方で、上記のB、Cの要件をいずれも満たしている方				26万円	3の⑰にチェック。 (理由も含む。) 4の⑰～⑱に「26」を記入。
勤労学生 控除	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校などの学生、生徒、児童に該当する方。 ただし、令和4年中の合計所得金額が75万円より多い方や、勤労によらない所得が10万円より多い方は除く。(学生証の提示・写しの添付が必要です。)				26万円	勤労学生は、3の⑲にチェック。 障害者は、3の⑳に氏名・等級を記入。 勤労学生・障害者ともに、4の⑲～㉑に控除額の合計を記入。
障害者 控除	本人、下記の配偶者控除・扶養控除の対象者が、次のいずれかに当てはまる方 (障害者手帳をお持ちの方、市が交付する障害者控除対象認定書をお持ちの方など)					
	(1)特別障害者：身体障害1・2級、精神障害1級、療育手帳A1・A2など	同居している配偶者・扶養親族		53万円		
		本人、または同居していない配偶者・扶養親族		30万円		
	(2)上記特別障害者以外の障害者(普通障害)				26万円	
配偶者 控除※2	令和4年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者がいる方				左記のとおり	3の㉑～㉒に氏名・生年月日・配偶者の合計所得金額・個人番号を記入。 4の㉑～㉒に控除額を記入。
	配偶者の年齢	納税者本人(扶養する人)の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
	70歳未満	33万円	22万円	11万円		
70歳以上	38万円	26万円	13万円			
配偶者特別 控除※2	令和4年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者がいる方				左記のとおり	
	配偶者の合計所得金額	納税者本人(扶養する人)の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円		
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円			
扶養 控除※2	令和4年中の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族がいる方				3の㉓に氏名・生年月日・個人番号・同居・別居の区分・続柄・控除額を記入。 4の㉓に控除額の合計を記入。	
	一般扶養	16歳以上19歳未満(平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれの人)				33万円
		23歳以上70歳未満(昭和28年1月2日～平成12年1月1日生まれの人)				
	特定扶養	19歳以上23歳未満(平成12年1月2日～平成16年1月1日生まれの人)				45万円
	老人扶養 70歳以上 (昭和28年1月1日以前生まれの人)	本人または配偶者の父母や祖父母で同居を常況としている人(同居老親等)				45万円
		上記以外				38万円
	年少扶養(平成19年1月2日以降生まれの人)				0円	
基礎 控除	本人の 合計所得金額	2,400万円以下			43万円	4の㉔に控除額を記入。
		2,400万円超2,450万円以下			29万円	
		2,450万円超2,500万円以下			15万円	
		2,500万円超			0円	

※1 ただし、令和4年中に亡くなった方は、亡くなった日時点の状況で判定します。

※2 事業専従者は対象となりません。また、海外居住者を対象とする場合、親族関係書類および送金関係書類が必要です。

雑損控除

- 控除の対象 本人および生計を一にする配偶者その他親族が令和4年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた場合に、本人が支払った損害金額
- 算出・申告方法 3の⑥に詳細を記入し、次のいずれか大きい金額を控除額として4の⑥に記入。
(1) (損害金額－保険金などで補てんされる金額)－総所得金額等×10%
(2) 火災関連支出の金額－5万円

医療費控除

- 控除の対象 本人および生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和4年中に本人が支払った医療費および介護保険にかかるサービスの対価で認められるもの
- 算出・申告方法 3の⑦に「支払った医療費等」と「保険金などで補てんされる金額」を記入し、4の⑦に次の控除額を記入。
医療費控除額＝(医療費－保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等×5%または10万円の少ない方の金額)ただし、200万円が上限。

【セルフメディケーション税制による医療費控除の特例】※この特例を受ける場合、上記の通常の医療費控除は受けることができません。

- 控除の対象 本人および生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和4年中に本人が支払った特定一般医薬品等の購入費
- 算出・申告方法 3の⑦に「支払った医療費等」と「保険金などで補てんされる金額」を記入し、4の⑦に次の控除額を記入。
医療費控除額＝(特定一般医薬品等の購入費－保険金などで補てんされる額)－12,000円
ただし、88,000円が上限。
また申告書右側欄外にある「セルフメディケーション税制 有」を○で囲んでください。

！ 注意

領収書の提出による申告はできません。「医療費控除の明細書」の添付が必要です。ご自身で作成し、添付してください。領収書は添付せず、5年間自宅で保管してください。
セルフメディケーション税制の場合、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。また領収書に加え、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類を5年間自宅で保管してください。

税額控除(寄附金税額控除)

- 控除の対象 令和4年中に本人が支払った、都道府県・市町村または特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人などに対する寄附金額
- 申告方法 申告書右側欄外にある「寄附金控除 有」を○で囲み、申告書裏面15「寄附金に関する事項」に詳細を記入。

！ 注意

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、市民税・県民税の申告を行う場合、必ず上記の方法で申告してください。記入がない場合、ワンストップ特例制度を申請していても、寄附金控除は適用されません。

- 参考 控除額は次のように算出されます。
(1) 都道府県・市町村または特別区への寄附(ふるさと納税)：下記基本控除部分および特例控除部分
(2) 滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人への寄附：下記基本控除部分のみ

基本控除部分	①寄附金の合計額 ②総所得金額の合計額の30% (①、②の少ない方の額－2千円)×0.1		
	特例控除部分 (寄附金の合計額－2千円)×右記Aの割合 ※市民税・県民税所得割額の20%が上限		
市民税	上記の3/5	県民税	上記の2/5

課税総所得金額－人的控除差調整額		A
195万円以下		0.84895
195万円超	330万円以下	0.7979
330万円超	695万円以下	0.6958
695万円超	900万円以下	0.66517
900万円超	1,800万円以下	0.56307
1,800万円超	4,000万円以下	0.4916
4,000万円超		0.44055

配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

- 控除の対象 上場株式等の配当またはその売却益にかかる、5%の税率で特別徴収(天引き)されている「配当割」または「株式等譲渡所得割」の金額
- 申告方法 申告書裏面14「配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に対象の金額を記入。
- 参考 上記金額の5分の3を市民税の所得割額から、5分の2を県民税の所得割額から、それぞれ控除し、精算します。
なお、控除し切れなかった場合、均等割額または未納にかかる地方団体の徴収金に充当もしくは還付されます。

参考 収入なし、扶養なし、控除は基礎控除のみの方

令和4年中は収入なし、扶養なし、控除は基礎控除のみの方は、次のように記入し、申告してください。

(1)住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号・職業を記入。

(2)「収入なし、扶養なし、控除は基礎控除のみの申告をします。」の右のチェックボックスにチェック。

令和5年度 市民税・県民税申告書 <記入例>
(令和4年分)
(宛先)大津市長
令和 年 月 日提出

受 付 印

住 所	大津市 御陵町3番1号		
フリガナ	シンコク タロウ	電話番号	077-528-2721
氏 名	申告 太郎	個人番号	9999999999999999
生年月日	明・大(昭)平・令 33年 6月 3日	職業	無職

右に該当する方はチェック 収入なし、扶養なし、控除は基礎控除のみの申告をします。 ☒ [本人確認書類] ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ その他 ()

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料控除	国保・介護・後期・その他	円
	国保・介護・後期・その他	
	国保・介護・後期・その他	
	合 計	
⑮	新生命保険料の計	旧生命保険料の計

1

事業	営業等	ア	円
業	農 業	イ	
	不 動 産	ウ	
利	子	エ	

宛名番号

メモ：有・無

控対配	有	
	老 配	
	同一生計	
扶 養	特 定	
	老 人	
	内同居	
	一 般	
扶養障害	16歳未満	
	特 障	
	内同居	

参考 合計所得金額とは

合計所得金額とは、事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等にかかる所得など)、配当所得、不動産所得などの「所得金額」を合計した金額(純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額)のことをいいます。)

なお、土地・建物の譲渡所得など、他の所得と分離して課税される所得も含まれます。

※土地・建物の譲渡所得など、分離課税の所得について特別控除適用前の所得金額で計算します。

※分離課税の対象となる退職所得は含まれません。

※上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

※上場株式等の配当所得や、上場株式等の譲渡所得、先物取引にかかる雑所得等は、損失の繰越控除を適用する前で計算します。

参考 総所得金額等とは

総所得金額等とは、合計所得金額から、純損失または雑損失の繰越控除を適用した後の金額のことをいいます。

純損失、雑損失等の繰越控除がない場合は、合計所得金額と同額になります。

個人市民税・県民税についての詳細は下記URLを参照いただくか、インターネット等で「大津市 市民税県民税」と検索してください。

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1215/g/shimin/index.html>

